

第 60 号議案

令和 5 年度

吉田町一般会計補正予算（第 4 号）

令和5年度吉田町一般会計補正予算（第4号）

令和5年度吉田町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ965,515千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,989,119千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和5年9月1日提出

吉田町長 田村典彦

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金		34,300	1,958	36,258
	1 地方特例交付金	34,300	1,958	36,258
10 地方交付税		516,000	181,261	697,261
	1 地方交付税	516,000	181,261	697,261
14 国庫支出金		1,323,562	51,403	1,374,965
	1 国庫負担金	916,562	228	916,790
	2 国庫補助金	397,213	51,175	448,388
16 財産収入		18,055	37,053	55,108
	2 財産売払収入	9,602	37,053	46,655
18 繰入金		1,346,187	10,649	1,356,836
	1 特別会計繰入金	926	10,649	11,575
19 繰越金		200,000	826,852	1,026,852
	1 繰越金	200,000	826,852	1,026,852
20 諸収入		179,439	3,300	182,739
	5 雑入	167,814	3,300	171,114
21 町債		567,700	△146,961	420,739
	1 町債	567,700	△146,961	420,739
歳 入 合 計		13,023,604	965,515	13,989,119

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		99,758	△285	99,473
	1 議会費	99,758	△285	99,473
2 総務費		2,191,759	3,861	2,195,620
	1 総務管理費	1,881,484	8,310	1,889,794
	2 徴税費	192,534	△441	192,093
	3 戸籍住民基本台帳費	71,393	△4,048	67,345
	4 選挙費	43,212	40	43,252
3 民生費		3,534,879	8,494	3,543,373
	1 社会福祉費	1,674,598	4,087	1,678,685
	2 児童福祉費	1,860,074	4,407	1,864,481
4 衛生費		2,175,556	45,304	2,220,860
	1 保健衛生費	2,175,556	45,304	2,220,860
6 農林水産業費		477,830	49	477,879
	1 農業費	250,533	15	250,548
	3 水産業費	217,830	34	217,864
7 商工費		124,137	62,858	186,995
	1 商工費	124,137	62,858	186,995
8 土木費		1,460,015	4,321	1,464,336
	1 土木管理費	99,470	1,862	101,332
	4 都市計画費	869,948	2,459	872,407
9 消防費		452,161	△452	451,709
	1 消防費	452,161	△452	451,709
10 教育費		994,075	△2,323	991,752
	1 教育総務費	248,002	2,206	250,208
	2 小学校費	144,345	523	144,868
	3 中学校費	78,166	△262	77,904

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 社会教育費	296,965	△3,833	293,132
	5 保健体育費	226,597	△957	225,640
12 公債費		1,034,360	△1,922	1,032,438
	1 公債費	1,034,360	△1,922	1,032,438
13 諸支出金		456,041	845,610	1,301,651
	2 基金費	456,039	845,610	1,301,649
歳出	合計	13,023,604	965,515	13,989,119

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央公民館非常用電源 整備事業	千円 1,900	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。	千円 2,500	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。
臨時財政対策債	203,000	〃	（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。	55,439	〃	（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。